(参考)消費税率及び地方消費税率の引上げについて

①消費税については、平成26年4月1日より5%(うち地方分1%)から8%(同1.7%)に引き上げ※1、
また、令和元年10月1日からは、10%(同2.2%)に引き上げ※2

②地方税法の規定に基づき、本市においても、引上げ分の地方消費税収(約29億円)はすべて
社会保障施策に要する経費(約181億円)に充当

※1 消費税増税を柱とする社会保障・税一体改革関連法(平成24年8月成立)

※2 消費税率の引上げを再延期する税制改正関連法(平成28年11月成立)

＜地方消費税率引上げの概要＞

◆引上げ分の地方消費税収については、「社会保障４経費(年金、医療及び介護の社会福祉給付並びに少子化に対処するための施策)」その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策)に要する経費に充当(地方税法第72条の116)

［地方消費税率］　平成26年4月　1%→ 1.7%　令和元年10月　1.7%→ 2.2%

令和5年度決算額

＜歳入＞　引上げ分の地方消費税収入(地方消費税交付金)　・・・　2,854,231千円

＜歳出＞　社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費　・・・　18,085,901千円(一般財源分)

＜拡充した主な市の社会保障施策(R4→R5)＞

◆民間保育所の整備を補助
［1か所・75人定員・令和5年度整備　令和6年4月開園］
定員拡大　3,855人(令和5年4月)　→　3,897人(令和6年4月)　※地域型保育施設を含む

◆ヤングケアラー・若者ケアラーへの支援
ヤングケアラーコーディネーターを配置し相談窓口を設置

令和5年度決算における社会保障４経費その他社会保障施策の要する経費

※民生費及び衛生費(環境経費を除く)の各事業のうち職員人件費及び各課の一般事務費を除く

単位:千円

款	項	目	経　費	財源内訳	
				特定財源	一般財源
民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	10,264,931	4,606,820	5,658,111
		老人福祉費	3,393,520	688,677	2,704,843
		介護保険事業費	3,130,751	170,160	2,960,591
		その他	181,254	39,978	141,276
	児童福祉費	児童福祉総務費	1,479,378	495,733	983,645
		児童措置費	11,108,093	8,489,379	2,618,714
		保育所費	429,609	359,484	70,125
		青少年育成費	655,701	356,971	298,730
		その他	240,128	75,628	164,500
	生活保護費	扶助費	4,681,222	3,406,997	1,274,225
		その他	29,737	4,427	25,310
衛生費	保健衛生費	予防費	1,756,619	855,055	901,564
		保健費	187,991	27,471	160,520
		その他	176,339	52,592	123,747
合計			**37,715,273**	**19,629,372**	**18,085,901**